

区長報告第三号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十一日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十八年二月十七日

港区長 武井雅昭

記

平成二十七年三月十七日議決を得た工事請負契約（夕風橋架替工事（道路整備））の契約金額「二億四千八十万六千五百二十円」を「二億五千四十万二千三百二十円」に変更する。